

自主防災組織活動支援補助金の概要

(1) 目的

自主防災組織等が防災活動を行うにあたり、その活動及び防災用資機材整備に要する経費について、補助金を交付することにより、地域住民による防災活動を促進し、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的としています。

(2) 補助対象者

連合自治会単位で結成し、市に自主防災組織結成届の届出があった自主防災組織

(3) 補助対象事業

- ①防災知識の普及（研修会、会報の発行等）に関する活動
- ②防災用資機材の整備に関する活動
- ③防災訓練の実施に関する活動
- ④災害時の情報伝達、安否確認及び避難誘導並びに避難所運営に寄与する活動
- ⑤災害時において必要となる備蓄食料の備蓄に関する活動

(4) 補助金額

1 組織あたり10万円を上限とし、活動に係る経費の10/10を補助します。

ただし、初回交付に限り、年15万円を上限とします。

自主防災組織活動支援補助金の申請手順

自主防災組織

市

1 交付申請

【申請期限:令和8年12月25日まで】

補助金対象の活動を始める前に書類を提出してください。
※令和9年3月12日までに活動が完了するように計画してください

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ・活動計画書(任意様式)・予算書(任意様式)
- ・会則
- ・名簿

交付決定

自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

★自主防災活動

交付申請に記載した内容の活動を実施してください。
物品の購入や契約等の際は、領収書を忘れずに受け取ってください。
(領収書の宛名は自主防災組織名にしてください。)

※金額や活動内容が変更となった際は、別途手続きが必要です。
分かった時点で危機管理室へ御連絡ください。

2 実績報告

【報告期限:令和9年3月12日まで】

すべての活動を完了させて、書類を提出してください。
※令和8年度中の入金を希望の場合は2月中に提出してください。

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金実績報告書(様式第5号)
- ・活動報告書(任意様式)
- ・収支決算書(任意様式)

補助金額確定

自主防災組織活動支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)を送付します。

3 交付請求

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金交付請求書(様式第7号)
- ・委任状(任意様式)
振込口座の名義が申請者と異なる場合に必要です。
(例1)振込口座が自主防災組織の会計担当名義
(例2)振込口座が連合自治会名義
- ・口座名義・口座番号が確認できる書類(通帳のコピー等)

交付

原則として請求日から約2週間後に振り込みます。